

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638</a>

復元補償問題研究會  
(南方同胞援護會)

裁  
無期限

幕僚局長

アメリカ局長

參事官

參事官

幕僚課長

北米第一課長

安全保障課長

安全保障課長

法務課長

沖縄土地内題 1-112

(復元補償内題研究会)

65. 4. 23.

第1回 (有効)

沖縄返還の(半)土地内題のうち、最も  
内題と付すべきもの一つは、軍用地(復元)

補償内題であるが、この内題は、

4月22日、南方同胞援護公團に1-112号研

究会が開催され、その際の議論の結果、  
かたへた事実(件)、意見等、下記の通り

参考材料

(研究会主席者による説明)

GA-5

973

外務省

1-2

1-2. 今日の研究会においては、司会  
者より「全くアリーナ・デムカントン」とし、  
か、オバレコと

1-2. [REDACTED] 1-112と述べた経緯  
を示す。[REDACTED] 長記録の内容は、一部  
(81年) 1月22日、特定の場所で、意見交換会  
が開催された。[REDACTED] これは延べ、審査印  
を含む総合的な記述が記述されている。

1-2. 長記録は、(81年) 1月22日、  
意見交換会の内題とされる資料  
(内部)

1-2. 1月22日、意見交換会の内題

GA-6

外務省

## (4月22日 沖縄軍用復元補償問題研究会)

## 出席者

南洋同地復舊会 大津会長(主催)

吉田専務理事(同会)

" 和田経済課長

林修三 岸内閣法務局長官

入江啓四郎 成蹊大学教授

英喜屋 伸蔵(琉球政府法務局長)

金城 " (大)

金城 " (高)

比嘉 地主連合会会长

竹川 地主連合会事務局長

吉井 琉球政府東京事務所長

加藤 特運局参事官

有田 本牧一

(注) 当初出席予定の竹川琉球大学教授は

同大学修業のため出席できなかった。

## 目 次

## 1. 本問題の前提と各事項

## (1) 3つの時差

(1) 1950年7月1日

(2) 1952年4月28日

(3) 1961年6月30日

## (2) 古時計の復元補償の取扱い

## 2. 講和前補償の実質実情

## 3. 復元補償の問題点

## (1) 税の時差の問題

## (2) 復元補償請求権発生の時差の問題

## (3) 講和前補償中、復元補償との均衡の問題

## (4) 平和条約第19条(A)の問題

## 4. 対象者の意見及び結論

3  
1. 本問題の前提と了事項

(1) 時期

(a) 1950年7月10日

1952年11月1日付布令第91号「契約第22」

大軍用地占據の根拠となり、1950年

7月1日以降貨借地としてのものと  
擬制し、同日以降占有12ヶ月以上

所有者に洋33補償金支払の考慮33  
旨規定。従つて沖縄は古く

21年、1950年6月30日までの半年の土地  
占有法的根拠となり（除外法規慣

例）（第33条の1、本文22年～23年）、1950

GA-6

外務省

4  
年7月10日より貸借されたものと見做され

2-3。

(b) 1952年4月28日 平和条約締結日

(c) 1961年6月30日

米国（F3）中華人民共和国（講和条約補償）

1. 前記(c)の平和条約締結の時点以前の

7月10日まで存在するものと見做され。事件の  
1952年米蘇合同委員会の会合は1961年

5月10日より同年12月29日までの間に  
開催され（3月16日会合19回）、講和前

補償中の従支補償 [REDACTED] 12月11日

1. 1961年6月30日まで解消される軍用

地主請求と [REDACTED] 12月31日付で行われた。

GA-6

外務省

5-1

## (2) 有時期別 税元補償の取扱い

(a) 1950年7月1日以前の形質変更された  
ものについては、当初 記載上 (1) の如

きにて 布令91号「契約権」により、その後  
付 1959年2月12日付 布令 20号「債権取

り取得権」の基づいて（後高生1959年  
1月26日施行され、前高生 同日廃止され

た）、債権権契約の基づく土地の  
取扱い、解放の際の税元補償

の措置が採られた。現在は至る所で

注：布令 20号 1. a. 括弧

合衆国税、統計局行政主導による、書面にて  
2ヶ月以上も60日前に予告し、不平等条約書を  
の轉登記所及び市町村経由にて提出するに

GA-6

外務省

5-2

より、何時からこの債権権を終了した权利を有  
す。

权利終了予告書は、权利終了の日から少なく  
(とも30日前)書面ともども日本政府から 統計政府  
あるいは復元要求の通知があれば、合衆国は貸  
借土地の復元の方法を行なうべきとする旨が  
決定し、又は損害が生じた場合は、その復元に  
伴う支拂すべき補償額を決定したる旨が  
統計政府及び地主、各行商又は权利  
承認人と協議すべきことを明示したとす。

(2) 1950年6月30日以前の形質変更された  
もの

(a) 1961年6月30日以前に譲渡されたもの  
については、前記 1.(1)(a) 及び後述 2. に

記載のとおり、譲り受け税の計算とい  
う措置がとられる。

(b) 前記 (a) 以外のもの、即ち 1961年7月10日以

外務省

GA-6

5-3

降了解放軍長子7月21日15時，該團的  
補償的計算工作已經完成（同補償算定期  
1：15 東北解放軍長子7月21日15時），一、二  
面記（1）的如<sup>下</sup> 布全20号等。計算以  
為主的“公私”（形容變動時差）在112  
112（當公私的和停在112時加112）  
一、本軍的核算 猶置士兵之公私。  
但就其總計問題上在2013年1月。  
正因如此了軍用地以計33後立補償  
問題。到3。  
  
(註)最近，中華人民共和國地政部連  
合會的集計以上所指，前記(1)的112合計  
1,330件（地主數1,194人），145,766坪  
2000年。4的補償額面積以947,290坪  
以上2013。（內訳 引薦參照）

GA

外務省

- 4 -

(注2) 今後 基地の整備により、開放されるべき  
軍用地1,711ha、1950年6月30日以前に形

留美者とわたくしは 同様の価値を有す

## 二二二「2392」 前紀(往生)の数字

今后七十年增长33%至42%，年增长率3%。冲浪  
倒数变化期：1980-2010年，苏北（1980-2010）

(2)(a) a 合計は 約  $\approx 15\sim 20\%$  (立2)  
34. (2)(b) は  $\approx 80\sim 85\%$  と 大部分

1922-3 No 23.

GA-6

外務省

5-5

(1) 復元補償の実態は、個人金銭立証  
による補償措置である。並に賃借地の

返還は障害地、原状の復元返還が  
不可能な場合は、賃料の復元不可能の取扱い。

本件は萬代不動専任委員会復元補償  
問題引起の事例、多方面問題解決

例、原状の復元と個人金銭賃貸  
との組合せ処理が不可解である。

従つて補償額は、当該土地の現状の  
本家と個人金銭立証による補償額を

組合せして算出され、その範囲内に決  
められる。本件影響度は、上記多方面

の評価額が増大した場合、請  
求権は認められることとなる。

GA-6

外務省

6

## 2. 賃貸和専用補償の事実調査

(1) 年始年の賃料前の沖縄人民の種火補  
償は、半側は年初年始年の才19

年以降は、賃貸金は12倍の租税了了  
賃貸金とされる。1961年4月6日押了

印の萬葉詩譜書は、在沖以東了了法的  
責任否定

GA-6

外務省

7  
177支、沖縄の施設改修といつて沖縄住民  
の逼迫は討伐了(實)公表。在沖選立候志

の「檢討行旨案表」、米補償委請額  
(当初約4300万ドル)はつづけ未定

合同、諸和前補償請本署意会にて  
「檢討行旨」が成立。其の結果、

請本額 21,874,524ドルを同委員会  
の最終決定とし、1962年10月16日 署名

并済官は同金額の譲本書を署名した。

在沖公會(実)、その後米國議会にて  
「審議を重ねた結果、1965年10月27日

合同決議 (Joint Resolution, PL 89-  
296) が採択され、諸和前補償の公算

8  
1. 2,200万ドルの文書取扱加手250  
を旨決議された。其の結果大統領

は翌1966年2月21日 1966会計年度の  
追加予算の合計 在沖補償の公算 2,104

万ドル文書承認議会に要請し、其の  
旨含む在外援助法案は同年10月7日

上下兩院各会議で可決され、10月15日  
大統領の署名を得て成立了。

(2) 前記諸和前補償は会計 21項目に  
わたり、諸和前復元補償 (Restoration

of lands) の額は 2,518,718ドルと  
計上された。

在沖公的決議(実)、1965年7月28日  
米國下院 [ ] 諮問会、伍爾・太平岸  
外交

9

小委員会の公聴会の後歩き地圖和前 補償請求委員会の報告書に付いて	
とおりと付記する。	
(I) 西原船荷場・区域	755,623坪
(II) 1952年4月28日以前の歸化土地面積	3,180,218.75坪
	(1961年6月30日迄) 698,296.76
(III) 1952年4月28日以後の歸化土地面積	971,365.65坪
	1,064,298.95
合計	2,518,718.71
(前記 I, II, III は前線軍便風の事実 を示す。研究會の立席の答弁等の質問に答 えて、詳細な説明が答えたところ、以下 に總められてある。)	
(1) 後方方の記錄の取 調べた結果	

GA-6

外務省

10

3. 復元補償の問題	
復元補償問題を中心とする實質的問題。 前記 I, II, III のとおりと付記する。この問題	
(I) 前端的立場現状、1950年6月30日以前 の形質變更された軍用地 1961年7月	
	1日以降の歸化土地の増加の件と復元補 償金量が11倍以上となる衡平の解決の立
(II) 1950年6月30日以前の軍用地の復元補 償金の問題	
	現金支給の半額の付与の陳情の方法と 半額の同意書の書面の提出の方法、 経過。
(III) 1950年6月30日以後の軍用地の復元補 償金の問題	
	現金支給の方法と書面の提出の方法、 経過。
(IV) 現地申請の手続の問題	
	現地申請の手續の問題の手続の方法、 手續の問題。

GA-6

外務省

11

23。

以下、統合補償問題について、沖縄

住民の立場、米側の立場等を含めて  
開示する。併せて内閣総理大臣問題、列島

付帯権問題についても記す。

#### (1) 総合的問題

米側は1950年6月30日以前が本体用  
12月31日(24休用12月31日)算用地12月31日。

本記上、(1)の適用範囲を勘定する場合  
「総合的」に算入せし、例へば1950年7月1日

の算出が成立したと仮定してみると、  
終る1950年6月30日比前より行動される

形態変更12月31日、之を平成の国境12月31日  
算出上の義務付けて算入12月31日。

GA-6

外務省

12

12.3. 総合的補償12月31日。

前記1. (1)の末段に記載のとおり、1961

年6月30日までの御用地の算用地12月31日。

1950年6月30日以前の行方不明形態変更。

12月31日算用地の措置12月31日。

この差のうち、米側は次の如きを算入

12月31日算用地。

(1) 1950年6月30日以後の行動される形質

変更12月31日沖縄住民の諸取扱い12月31日。

21. 平和条約第19条(a)の半圓公使

置12月31日。(この問題は12月31日後(4)参照)

(2) 総合的補償は「恩恵」といふ字で記す。

たゞ云々、沖縄住民の諸取扱いを認めた

結果である。

GA-6

外務省

13

(2) 復元補償請求及賠償の問題

復元(復請和復休)<sup>④</sup> は該物件の計  
合形質を失う時又は賃金の支拂、其の

上(4) 当該物件修理修繕の終結。賃貸人  
13支拂上(4)の問題(1952. 1. 1付)

(手書) 複起火による壁面の剥落(1)  
等以此て1月1日復元の問題。

(手書) 手書き(1)と(2)の連動性)

但し書の半側が内面に余計な壁  
の設置及び賃金1~3月の支拂の上

1952年4月28日付請求書  
請求額 1952. 4. 28. 100萬円賃金1ヶ月

但し其種の行為十九事項を考慮した

GA-6

外務省

14

古文雅定期金の問題。

(3) 諸物貯藏庫中の復元補償の均衡  
の問題

(度更)

1950年6月30日以前の形質不れども同様  
の3、1961年6月30日以前の形質不れども

其の復元補償を受け、1961年7月1日以後  
新設されたものと同様の補償を受けた

古文書の審査、沖縄軍所持の古文書  
の復元の不均衡の問題。

B.P.

但し既存の古文書の復元の差異  
は付く。

(1) 復元補償請求及賠償の問題(2)、  
(2) 形質不れども復元請求の問題(3)

GA-6 外務省

15

了九月二日美日双方的差異以  
往。

(4) 韩国。警报不仅加强了三月八日  
场合，半例的一年五月四日 1961年6月

三十日以上韩国的报告指出，前有  
加济和劳动（1952.4.28）以后解放

八分钟会从 113~115S。前节之後尚  
有向北决定的分界线以北。

(1) 然而 1953年 两者的差异以每周以  
便解放。有关的差异才不存在。因此

a) 日本以冲绳人民的意思上值得仔  
半例的一方的 1952.4.28~30。

(4) 平和条约 1953年的主题

前記(1)所以进入此列。半例事件

GA-6

外務省

16

12月 3日冲绳会议，要求的讨论，结论  
的日本和平条约 1953年 6月 1日後開示。半

例以韩国在北的態度在上 1953年

事件的特征 没解决的问题 1953年 6月

a) 韩国成立→ 1953年的判断，由题 1953年  
日本回国的路，双方的即日起 1953年 6月

a) 由题 1953年 1月 1日後冲绳地区实现半  
2) 的過程 1953年 1月 1日後冲绳地区實現半

平和条约 1953年 1月 1日後半

(1) 日本政府是請求半例事件

(1) 1953年半例事件と同様の半例和  
1953年 1月 1日後半例事件と 1953年 6月

1953年 1月 1日後半例事件と  
1953年 6月 1日後半例事件と

GA-6

外務省

17

(三) 之内題につき 林法樹勾答函件 31.7.9.

會議院外務委員会より、「平和交渉」

方19年10月11日日本政府の國民大會に中華人民

政府との間で起きた事件を「中華人民共和国の

内政の侵犯と十分に同上と認めた事実を記述する。

（該の侵犯は十分に同上と認めた事実を記述する）  
中華人民共和国が補償を乞う得た事実を記述する。

（該の侵犯は十分に同上と認めた事実を記述する）  
答弁19年3月23日、吉田・鶴義会よりの返答

林法樹

（2）答弁を想起して、1月12日、起訴を追加する。

三十日付、陸地測量局長、「平和交渉」方19  
年の歸取回しの事、外務省と大蔵省の向

GA-6

外務省

18

（1）見解の相違が起きた時の「1957年7月12日」  
と答弁19年2月22日、答弁を想起した。

（2）1957年7月12日、會議院外務、内閣  
議決通過審査会19.4.3 事由、下院未紹

内閣の「中華人民共和国に起きた改定  
の事実」。11個の件は機械的に19

年2月23日、起訴139回「14年1月23日」  
との旨が記載、外務省部内付 19年2月19

年1月23日付「起訴139回」の裏面に  
記載された事実が該件である。

（3）1957年3月8日、大蔵省主計局長水谷  
政尚行政主席の懇意の折り、而びに追加

起訴を追加する事と19年公頃、「即ち  
國體威儀」の件沖縄の合意の事と併記

GA-6

外務省

19

旨、是經公使館上級之公使司  
大英為公使是許上多江上公使。

本記室向、(1) 11月24日、林公使所指  
示、「下兩函件等件、19年加1月總」送

(甲) 本件之總督之公使司。總督之公使司  
八半國、蓋(公使) = 許 23 9~、19年1月4日

總督之總督之公使司。總督之公使司  
本官的「件」(林公使)、等件之同之題

旨之件之總督之公使司。

次之、本記室向、(1) 11月24日、吉田而  
前田之後後後後後後後後後後後後後後後後後

南洋總督之公使司。(第一件) 在中之  
直接相對之公使司。林、入江而氏加 60/48

向者是許之、旨的半例加 19年

GA-6

外務省

20

1. 旨、是經公使館上級之公使司。總督之公使  
示、「下兩函件等件、19年加1月總」送

"二八月公使司等件" 之件、本記室  
向者是許之、大英為公使是許上多江上公使。

本記室向者是許之、旨送與之。

(總制、吉田、吉田、吉田、吉田、吉田、吉田、吉田、  
本記室向者 1890年8月23日付大英

旨、旨之件之總督之公使司  
本官的「件」(林公使)、等件之同之題

4. 旨、旨之件之總督之公使司

本記室向者是許之、總督之公使司  
旨之件之總督之公使司。林、入江而氏加 60/48

本記室向者是許之、旨的半例加 19年

GA-6

外務省

21

(1) 本件は 海洋問題との関連の重き  
性質のものと認められ。

(2) 在中華 漢和茶、補給との関連の範囲  
から、今後沖縄方面の向ふ 清和  
茶補給の際、取扱いと同様の措置を

とる。半例の事例を参考してある。

但し、清和茶補給は 船舶の停泊する  
港にて了局の必要を 半端向ふ取扱い

12月3日付 清和茶補給の追加との事で  
13日付1回難航の事で、新たに措置を

参りますと13日付の事。

(3) 半例和と並む要素の変化の場合  
日本政府が向ふ交渉事項との併せて

13日付1回難航の事で、追加の措置を

22

沖縄問題の際に取扱う米国宣  
言の内容がよく見えて 通商協定文

清和茶の貿易の措置を参考してある  
が参考取扱いと参考してある。

GA-6

外務省

外務省

## 1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査集計表

(沖縄市町村軍用地地主会連合会)

市町村名	リスト番	地主数	筆 数	坪 数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
伊江村	E.N.G.257	73	86	4,609	21,379.38	あり	1965.4.15
	D.T. 273	1	1	55	255.75	なし	1965.4.15
	(小計)	74	87	4,664	21,635.13		
美里村	D.T. 451	253	293	19,973	66,270.74	なし	1963.12.31
	E.N.G.183	16	16	5,723.90	27,645.72	"	1965.2.15
	D.T. 448	42	46	5,520	43,570.40	あり	1965.8.15
	E.N.G.263	66	73	13,618	62,496.76	"	1965.8.15
	E.N.G.722	298	304	45,312	351,684.27	"	1965.8.15
	E.N.G.231	15	15	570	2,355.19	なし	1966.4.15
	D.T. 254	1	1	20	28.60	"	1966.4.15
	E.N.G.183	121	137	13,739	218,243.05	あり	1966.6.30
	D.T. 222	2	2	93	1,537.29	"	1966.6.30
勝連村	(小計)	814	887	104,568.90	773,832.02		
	E.N.G.779	12	13	401	1,619.02	あり	1967.6.30
	D.T. 464	1	1	46	196.88	なし	1967.6.30
	(小計)	13	14	447	1,815.90		

市町村名	リスト番	地主数	筆 数	坪 数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
具志川市	E N G 208	7	7	1,858	12,712.49	なし	1964.6.30
	E N G 207	4	4	549	2,190.51	あり	1965.8.31
	( 小計 )	11	11	2,407	14,903		
コーザ市	D T 451	3	4	412	2,155.96	なし	1963.12.31
	( 小計 )	3	4	412	2,155.96		
詫谷村	E N G 250	26	26	3,549	29,507.24	あり	1965.4.15
	D T 269	2	2	355	1,006.97	"	1965.4.15
	( 小計 )	28	28	3,904	30,514.21		
北谷村	E N G 325	12	12	1,288	3,602.85	あり	1964.6.30
	E N G 175	6	6	612	2,493.55	"	1964.7.15
	D T 214	1	1	48	136.80	"	1964.7.15
	( 小計 )	19	19	1,948	6,233.20		
北中城村	E N G 335	10	12	244	1,049.59	なし	1963.6.30
	E N G 381	2	2	10	36.15	"	1963.6.30
	E N G 823	8	8	236	988.42	"	1964.8.30
	D T 478	5	5	246	1,002.72	"	1964.8.30

市町村名	リストNo.	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
北中城村	E.N.G.381	4	5	196	1,361.67	なし	1965.3.31
	E.N.G.454	6	7	283	1,381.30	"	1965.6.30
	D.T.390	1	1	76	325.28	"	1966.6.30
	E.N.G.818	4	5	312	383.68	"	1966.2.28
	D.T.477	1	1	18	77.04	"	1966.2.28
	D.T.461	5	5	86	49.02	"	1966.2.28
	E.N.G.768	8	12	1,947	2,879.13	"	1966.2.28
	(小計)	54	63	3,654	9,454		
宜野湾市	E.N.G.422	8	9	2,274	12,739.06	なし	1964.9.10
	E.N.G.269	33	55	6,086	16,612.32	"	1964.8.15
	E.N.G.699	4	4	387	5,073.57	"	1964.8.15
	E.N.G.163	40	48	7,108	24,230.69	"	1964.8.15
	E.N.G.761	9	14	850	4,277.96	"	1965.5.31
	E.N.G.720	5	11	1,008	4,906.56	"	1965.8.31
	D.T.447	3	3	978	5,237.16	"	1965.8.31
	(小計)	102	144	18,691	73,077.32		

市町村名	リストNo	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
玉城村	ENG-372	51	55	991	4,900.61	あり	1965.7.31
	ENG-293	7	7	1,820	9,705.62	"	1966.6.30
	ENG-315	1	1	43	184.04	"	1966.6.30
	(小計)	59	63	2,854	14,790.27		
佐敷村	ENG-322	17	10	2,629	1,035.20	あり	1962.8.31
	(小計)	17	10	2,629	1,035.20		
合計		1,194	1,330	145,766.90	947,290.25		

午葉課長殿

1. 別紙印替手續の改正、並実行に付し。

特此 1. (2) の「暫時別紙三種類の取扱」

(赤紙△印付参照)。現行事実改め。

(1) 附則を変更、契約上の総元補償を終了する

203年1月1日迄の事実、並に本件の了結と  
合併して具体的な言及。

(2) 本件の別紙三種類は、済み未補償を含む  
現行の別紙三種類(即ち内題表)を合併、整理

並に、本件の別紙三種類を並び並んで記載す  
る。203年1月1日迄の事実。

3. 総元補償の実態について追加1年間。

2. 次の如き場合に於ける資料といふ配布

1. 之本件、同研究会の、アーティスカム

午後十二時迄の了結(赤紙△印、要旨)

追加1年間)を2013年1月1日より外へ配

布する差し控えの件と考証す。

秘  
無期限

沖縄土地問題について  
(復元補償問題研究会)

昭和45年5月14日

アメリカ局北米第一課

沖縄返還に伴う土地問題のうち、最も問題となるべきものの1つは、軍用地復元補償問題であるが、この問題に関し4月22日南方同胞援護会において研究会が開催されたので、その際関係者が述べた事実関係、意見等下記のとおり御参考まで（研究会出席者は次頁のとおり。）。

なお、当日の研究会においては、司会者より「全くのフリー・ディスカッションとし、かつ、オフ・レコしたい」と述べた経緯もあり、本記録の内容には、一部例外を除いて、特定個人の発言、意見を発言どおり記述することは避け、筆者の印象を総合的に記述するようにした。

従つて、本記録はなるべく部外にはクオートせず、問題点把握のための部内資料として取り扱うことといったいたい。

（4月22日沖縄軍用地復元補償問題研究会）

出席者

南方同胞援護会 大浜会長（主催）

吉田専務理事（司会）

和田総務課長

林修三 前内閣法制局長官

入江啓四郎 成蹊大学教授

真喜屋弁護士（元琉球政府法務局長）

金城弁護士（夫）

金城弁護士（妻）

比嘉 地主連合会会長

砂川 地主連合会事務局長

吉本 琉球政府東京事務所次長

加藤 特連局参事官

有地 アメリカ局北米第一課事務官

（注）当初出席を予定していた砂川琉球大学教授は同大学紛争のため出席できなくなつた由。

目 次	頁
1. 本問題の前提となる事項	1
(1) 3つの時点	
(ア) 1950年7月1日	
(イ) 1952年4月28日	
(ウ) 1961年6月30日	
(2) 各時期別復元補償の取扱い	
2. 講和前補償の事実関係	6
3. 復元補償の問題点	9
(1) 契約時点の問題	
(2) 復元補償請求権発生の時点の問題	
(3) 講和前補償中の復元補償との均衡の問題	
(4) 平和条約第19条(a)の問題	
4. 関係者の意見及び結論	17

## 1. 本問題の前提となる事項

### (1) 3つの時点

(ア) 1950年7月1日

1952年11月1日付布令第91号「

契約権」は軍用地占拠の根拠として、1950年7月1日に遡つて賃貸借があつたものと擬制し、同日以降占有してきた土地所有者に対する補償金支払いを考慮する旨規定している。従つて沖縄においては、1950年6月30日までの米軍による土地占有の法的根拠はなく（陸戦の法規慣例に関する条約に求めることとなるべし）、1950年7月1日から賃借されたものとみなされている。

(イ) 1952年4月28日 平和条約発効の日

(ウ) 1961年6月30日

米国による沖縄住民に対する講和前補償は、前記(イ)の平和条約発効の時点以前のものにつき考慮することとなつてゐるが、本件に関する米琉合同委員会の会合は1961

年5月10日より同年12月29日までに  
わたつて開催され(その間の会合19回)、  
講和前補償中の復元補償については、1959  
年6月30日までに解放された軍用地  
を対象として補償が行なわれた。

(2) 各時期別復元補償の取扱い

(1) 1950年7月1日以降に形質変更され  
たものについては、当初前記1.(1)(1)に述べ  
た布令91号「契約権」により、その後は  
1959年2月12日付布令20号「賃借  
権の取得について」に基づいて(後者は  
1959年1月26日施行され、前者は同  
日廃止された。)、賃貸借契約に基づく土  
地として取り扱われ、解放に際しては復元  
補償の措置が認められ、現在に至っている。

(注) 布令20号1.a抜萃

合衆国は、琉球政府行政主席に対し、書  
面をもって少なくとも60日前に予告し、  
かつ、この予告書を所轄登記所及び市町村

役所にも提出することにより、何時でもこ  
の賃借権を終了する権利を有する。。。。

権利終了予告書には、権利終了の日から  
少なくとも30日前に書面をもつて地主か  
ら琉球政府あてに復元要求の通知があれば、  
合衆国は賃借土地の復元にあたつてなにを  
すべきであるかを決定し、又は損害が生じ  
た場合にその復元に代えて支払うべき補償  
額を決定するために、琉球政府及び地主、  
その代行者又は権利承継人と折衝すべきこ  
とを明示するものとする。

(2) 1950年6月30日以前に形質変更さ  
れたもののうち、

(a) 1961年6月30日以前に解放されたも  
のについては、前記1.(1)(1)及び後述2.に  
記載のとおり、講和前補償の対象として  
措置された。

(b) 前記(a)以外のもの、すなわち、1961年  
7月1日以降解放されたものについては、

講和前補償の対象とならず（同補償算定期には未だ解放されていなかつたため）、一方前記(i)のごとく布令20号等の対象にもならないので（形質変更の時点において賃貸借の契約が存在していなかつたため）、これまでなんらの措置もとられていない。現在沖縄で問題とされているのは、正にかかる軍用地に対する復元補償問題である。

(注1) 最近の沖縄市町村軍用地地主会連合会の集計によれば、前記(i)(b)は合計1,330件（地主数1,194人）、145,766坪であり、その補償要求額は947,290ドルに上っている（内訳別表参照）。

(注2) 今後基地の整理により解放されるべき軍用地についても、1950年6月30日以前に形質変更されたものは同様の取扱いを受けることとなるので、前記(注1)の数字は今後も増大するものと予想される。沖縄側の説明によれば、前記(i)及び(ii)(a)の合計

- 4 -

はせいぜい15～20%位であり、(ii)(b)は80～85%と大部分を占めている由である。

(i) 復元補償の実態は、すべて金銭支払による補償措置である。けだし賃借地の返還に際しては、原状に回復して返還すべきところ、原状回復が不可能であるか、あるいは著しく不都合な場合復元補償問題が起るのであり、当該問題解決は、原状回復せざるための損害賠償という観点から処理されるものである。

従つて補償額は、当該土地が原状のままであつたと仮定した場合の評価額を超えることはありえず、その範囲内で決められる。また形質変更によつて当該土地の評価額が増大している場合には、請求権は認められないこととされている。

## 2. 講和前補償の事実関係

(1) 平和条約発効前の沖縄住民の損失補償について、米側は当初平和条約第19条によりその責任なしとして強く拒否する態度をとつてきたが、1961年4月6日キャラウェイ高等弁務官は、本件に関する法的責任は否定しつつも、沖縄の施政権者として沖縄住民の福祉に対する关心から、本問題を好意的に検討する旨発表し、その補償要請額（当初約4300万ドル）については、米琉合同の講和前補償請求委員会において検討を行なうこととした。その結果、請求総額2,187,4524ドルで同委員会の最終決定をみ、1962年10月16日高等弁務官は同金額の請求書に署名を了して、これをワシントンに送付した。

本件に関しては、その後米国議会において審議を重ねた結果、1965年10月27日 合同決議 (Joint Resolution PL89-296) が採択され、講和前補償のために2,200万ドルの支出権限が与えられる旨決議された。その結

- 6 -

果大統領は翌1966年2月21日1966会計年度の追加予算に含め本件補償のために2104万ドルの支出承認を議会に要請し、本件を含めた对外援助法案は同年10月7日上下両院本会議で可決され、10月15日大統領の署名をえて成立した。

(2) 前記講和前補償は合計21項目にわたり、そのうち復元補償 (Restoration of Lands) のためには25,187,187ドルが計上されている。

なお、その内訳としては、1965年7月28日米国下院外交委員会極東・太平洋小委員会の公聴会に提出された講和前補償請求委員会の報告書によれば次のとおりとなつてゐる。

(1) 西原飛行場区域	7,556,23ドル
(2) 1952年4月28日より前に解放された地区 3,180,218.75坪	6,982,967.6
(3) 1952年4月28日以後1961年6月30日に解放された地区 9,71,365.65坪	1,064,798.95
合 計	25,187,187.1 ドル

- 7 -

(前記1.及び2.に述べた前提事項及び事実関係は、研究会に出席の学者等の質問に答えつつ、沖縄関係者が答えたところを、その後当方にて記録を取調べた点も含めてとりまとめたものである。)

- 8 -

### 3. 復元補償の問題点

復元補償問題をめぐる事実関係は、前記1.及び2.のとおりであるが、この問題を端的に表現すると、1950年6月30日以前に形質変更された軍用地で1961年7月1日以降に解放されたものののみが復元補償を受けていないという衡平の観点に立つた問題である。

この点について現地沖縄では、あらゆる機会を促えて米側に対する陳情に努めたが、従来の米側の回答は常に否定的であり、また本件に含まれる諸問題に関する米側の見解は必ずしも一貫していないというのが、現地沖縄住民の受けた印象のようである。

以下、復元補償問題につき、沖縄住民の立場、米側の見解等を含めつつ関係者の述べた問題点を分類、列挙すれば次のとおりである。

#### (1) 契約時点の問題

米側は1950年6月30日以前から使用している（または使用していた）軍用地については、前記1.(1)(イ)に述べたとおり布令第91

- 9 -

号「契約権」に基づき、すべて1950年7月1日に契約が成立したとの擬制をとつてお  
り、従つて1950年6月30日以前に行な  
われた形質変更については、これを原状に回  
復する契約上の義務はないと主張している。

しかるに講和前補償においては、前記(1)  
(イ)末段に記載のとおり、1961年6月30  
日までに解放された軍用地につき、1950年  
6月30日以前に行なつた形質変更に対する  
復元補償を認めて措置している。この点につ  
き米側は次のと見解を述べている由であ  
る。

(イ) 1950年6月30日以前に行なわれた  
形質変更に対する沖縄住民の請求権につ  
いては、平和条約第19条(a)で米国は免責さ  
れている(この問題については後述(4)参照)。

(ロ) 講和前補償は「恩恵」として与えられた  
ものであり、沖縄住民の請求権を認めた結  
果ではない。

(2) 復元補償請求権発生の時点の問題

原状回復請求権は、(イ)当該物件に対する形  
質変更の時点で発生するものか、それとも(ロ)  
当該物件貸借契約終結の際発生するものかと  
いう問題があるところ、沖縄関係者の提起し  
たこの質問に対する米側の回答は必ずしも明  
確でない由である。

(出席の学者より、一般には(ロ)とされてい  
るとの説明あり。)

なお、かつて米側当局者は、前記(1)の時  
点で請求権が発生しているのではないかとあい  
まいにいつたことがあるが、これは講和前補  
償が1952年4月28日以前に発生した請  
求権を基礎として行なわれた事実を考慮した  
ものと推定されている。

(3) 講和前補償中の復元補償との均衡の問題

1950年6月30日以前に形質変更され  
た軍用地のうち、1961年6月30日以前  
に解放されたものが復元補償を受け、1961  
年7月1日以降解放されたものが同様の補償

を受けていないといふ事実は、沖縄関係者が主張するとおり確かに不均衡である。すなわち

(1) 契約時点の問題について両者に差異はない。

(2) 復元補償請求権発生の時点について、

(a) 形質変更の際請求権が発生しているとすれば、この点についても両者に差異はない。

(b) 解放の際請求権が発生するとした場合、

米側が一線を画した1961年6月30

日には特に法的根拠はなく、前者が講和発効(1952年4月28日)以後解放の分まで含んでいることから、前者と後者の間に決定的な差異はない。

(3) 簡じつめると、両者の差異は単に軍用地解放の時点の差異しかなく、解放の時点は沖縄住民の意思と関係なく米側が一方的に決めたものである。

(4) 平和条約第19条(a)の問題

前記(1)(2)に述べたとおり、米側は本件に關

する沖縄住民の要求に対し、結論的には平和条約第19条(a)を援用し、米側に責任なしとの態度をとっている。

本件自体は法律問題ではなく、均衡の観点に立つ政治的判断の問題であるが、日米両国にまたがり、双方にはね返り易い性質の問題であるだけに、今後沖縄返還実現までの過程において、沖縄現地関係者が平和条約第19条の問題を取り上げ、

(1) 日本政府の見解を求めるとともに、  
(2) 日本政府も米政府と同様に米側が同条に基づき責任なしとの見解であるならば、日本政府が本件に対する補償を考慮すべしと要求していくことも十分予想される。

(注) この問題につき林法制局長官は31年7月9日衆議院外務委員会において、「平和条約第19条にいう日本及び日本国民から沖縄が抜けるということはちよつといえないと考えるが、だからといって直ちに米国政府の責任がなくなるということにはならない。米国に

は沖縄住民の福祉を十分に向上させる責任があるから、沖縄住民が補償をとりえないことによる困窮を救うべき責任があるのではないか」と答弁しているところ、当日の研究会においても林氏は、この答弁を想起しつつ同様の趣旨を説明していた。

これに対し現地関係者より「平和条約第19条の解釈についてかつて外務省と大蔵省の間に見解の相違があつたように聞いているが」と前置きして、次の2つの質問を提起した。

(イ) 昭和31年7月12日の衆議院外務、内閣、法務連合審査会における当時の下田条約局長の「沖縄の請求権は返還時にあらためて考えたい。いずれにせよ機械的に19条(a)項だけで処理するのはいけないと思う」との答弁は、外務省部内でも19条が沖縄に適用されるかどうかについて異論があつたことを示すものではないか。

(ロ) 1957年当時大蔵省主計局長が琉球政府行政主席の照会に対して、南方連絡事務

局を通じて平和条約第19条a項の「日本国領域」には沖縄が含まれていないと解する旨の見解を示したと伝えられるが、これは大蔵省の公式見解と考えてよいのか。

前記質問の(イ)については、林前法制局長官より、「下田局長答弁は、19条が沖縄に適用されないとの趣旨ではなく、施政権者としての米国の責任ということもあるので、19条だけで解決できるものではないという意味であり、本質的に自分（林長官）の答弁と同じ趣旨である」との説明があつた。

次いで前記質問の(ロ)について、吉田南方同胞援護会専務理事より、「自分は当時南方連絡事務局にて（第一課長）、本件を直接担当したのでよく記憶しているが、主計局長見解は、当時米側が平和条約19条による免責を主張したのに対し、琉球政府側でこれを反駁したいとの要望があつたので、「このような考え方もありうる」として示されたものであり、大蔵省の公式見解といふことではなか

つたと記憶する」旨説明した。

(後刻当方で当時のファイルを調べたところ、前記見解は、昭和32年8月23日付大蔵省主計局長発総理府南方連絡事務局長あて公信の形で示されている。)

#### 4. 関係者の意見及び結論

前記3.のとおり復元補償の問題点につき話合つた結果、林、入江両氏が個人的意見として述べた結論は、次のとおり要約される。

- (1) 本件は法律問題として解決できる性質のものではない。
- (2) 本件は講和前補償との均衡の観点から、今後沖縄返還までの間に、講和前補償の際の取扱いと同様の措置をとるより、さらに米側に要求すべきである。  
ただし、講和前補償は、受領の際これで終りとする旨の念書を米硫間で取り交わしているので、講和前補償の追加として要求することは困難であり、新たな措置を考えてもらうということになろう。
- (3) 米側がどうしても要求に応じない場合、日米両政府間の交渉事項としてお願いするということになろうが、その際は、たとえば沖縄返還に際し買い取るべき米国資産の代金から差引く等、返還協定交渉においてなんらかの措置を考えて貰うよう働きかけてはいかがかと考える。

## 1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査集計表

(沖縄市町村草用地地主会連合会)

市町村名	リスト番	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
伊江村	E N G 257	73	86	4,609	21,379.38	あり	1965.4.15
	D T 273	1	1	55	255.75	なし	1965.4.15
	(小計)	74	87	4,664	21,635.13		
美里村	D T 451	253	293	19,973	66,270.74	なし	1963.12.31
	E N G 183	16	16	5,723.90	27,645.72	"	1965.2.15
	D T 448	42	46	5,520	43,570.40	あり	1965.8.15
	E N G 263	66	73	13,618	62,496.76	"	1965.8.15
	E N G 722	298	304	45,312	351,684.27	"	1965.8.15
	E N G 231	15	15	570	2,355.19	なし	1966.4.15
	D T 254	1	1	20	28.60	"	1966.4.15
	E N G 183	121	137	13,739	218,243.05	あり	1966.6.30
	D T 222	2	2	93	1,537.29	"	1966.6.30
	(小計)	814	887	104,568.90	773,832.02		
勝連村	E N G 779	12	13	401	1,619.02	あり	1967.6.30
	D T 464	1	1	46	196.88	なし	1967.6.30
	(小計)	13	14	447	1,815.90		

市町村名	リスト番	地主数	筆 数	坪 数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
具志川市	E N G 208	7	7	1,858	12,712.49	なし	1964.6.30
	E N G 207	4	4	549	2,190.51	あり	1965.8.31
	( 小計 )	11	11	2,407	14,903		
コザ市	D T 451	3	4	412	2,155.96	なし	1963.12.31
	( 小計 )	3	4	412	2,155.96		
	E N G 250	26	26	3,549	29,507.24	あり	1965.4.15
説谷村	D T 269	2	2	355	1,006.97	"	1965.4.15
	( 小計 )	28	28	3,904	30,514.21		
	E N G 325	12	12	1,288	3,602.85	あり	1964.6.30
北谷村	E N G 175	6	6	612	2,493.55	"	1964.7.15
	D T 214	1	1	48	136.80	"	1964.7.15
	( 小計 )	19	19	1,948	6,233.20		
	E N G 335	10	12	244	1,049.59	なし	1963.6.30
北中城村	E N G 381	2	2	10	36.15	"	1963.6.30
	E N G 823	8	8	236	988.42	"	1964.8.30
	D T 478	5	5	246	1,002.72	"	1964.8.30

市町村名	リスト番	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
北中城村	E N G 381	4	5	196	1,361.67	なし	1965.3.31
	E N G 454	6	7	283	1,381.30	"	1965.6.30
	D T 390	1	1	76	325.28	"	1966.6.30
	E N G 818	4	5	312	383.68	"	1966.2.28
	D T 477	1	1	18	77.04	"	1966.2.28
	D T 461	5	5	86	49.02	"	1966.2.28
	E N G 768	8	12	1,947	2,879.13	"	1966.2.28
	(小計)	54	63	3,654	9,454		
宜野湾市	E N G 422	8	9	2,274	12,739.06	なし	1961.9.10
	E N G 269	33	55	6,086	16,612.32	"	1964.8.15
	E N G 699	4	4	387	5,073.57	"	1964.8.15
	E N G 163	40	48	7,108	24,230.69	"	1964.8.15
	E N G 761	9	14	850	4,277.96	"	1965.5.31
	E N G 720	5	11	1,008	4,906.56	"	1965.8.31
	D T 447	3	3	978	5,237.16	"	1965.8.31
	(小計)	102	144	18,691	73,077.32		

市町村名	リスト番	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
玉城村	E N G 372	51	55	991	4,900.61	あり	1965.7.31
	E N G 293	7	7	1,820	9,705.62	"	1966.6.30
	E N G 315	1	1	43	184.04	"	1966.6.30
	(小計)	59	63	2,854	14,790.27		
佐敷村	E N G 322	17	10	2,629	1,035.20	あり	1962.8.31
	(小計)	17	10	2,629	1,035.20		
合 計		1,194	1,330	145,766.90	947,290.25		

秘密表示(朱印)	付属校査渡し					* [Redacted]
就 無期限	部数指示	発信用	執務用	備考		
主信	2	1				
件 屬	102					
	発送日 昭和45年5月16日	処理日 昭和45年5月16日	発信 通 日付 昭和45年5月15日	校正		
文書課長	半公信案(分類)					
公信番号 半北1合 第二公信	主管	起案 昭和45年5月15日				
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案者 電話番号 Tape 446				
受信者 鹿児島県 楊陽省事官 在米 本内書記官	発信者 千葉北米第一課長					
写送付先	(希望発送日)	月 日				
件名 沖縄土地向題の實地資料送付件						
GA-2	外務省	回覧番号 15 295	(※印は文書課記入)	昭和45年5月15日(米北1合)		
<p>アメリカ局 千葉北米第一課長</p> <p>(件名) 沖縄土地向題の實地資料送付件</p> <p>引用公・電信 日付・番号</p> <p>沖縄返還に伴う土地向題の実地資料送付件 向題と併せてその一つたゞ運用以後 元補償問題に伴う資料を別添 2部送付いたす。</p> <p>件名 本資料休、其の旨題の件</p> <p>* 付属添付 <input checked="" type="checkbox"/> 付属空便(行) <input type="checkbox"/> 付属空便(DP) <input type="checkbox"/> 付属船便(貨) <input type="checkbox"/> 付属船便(郵) <input type="checkbox"/></p>						

2

2月13日、南洋同地復縫会主催  
の研究会に於ける オカ・レコの説明、討  
論を基礎として取扱い方の二つ

タイから、部外へ。本空判回は差  
し控え、内題の記録の件の  
部内参考資料として取り扱ふ事  
を了りたす。

本信送付先 沖縄復縫準備委 嘉陽参事官  
在米木内書記官

GA-4

外務省

7月13日 最高裁 196

万太博版

注意 写真

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管事員その他については検問班に連絡ありたい。

大蔵省外務省  
務務次官  
臣官宣審審長  
儀總人質厚書  
儀書文書當局  
國資調折企  
長領移參領旅移

總番号(TA) 29035  
70年6月12日17時20分 沖縄 省 第一  
70年6月13日13時14分 本省 着 沖縄  
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

軍用地復元補償(研究発表)

第126号 平

1. 12日付おきなわタイムスは10日地主連合会の復元  
補償対策研究委員会はその研究成果として、米軍がこれまで  
補償拒否の理由として主張してきた「平和条約19条(A)」  
はおきなわについては全く適用されないと法的見解を  
発表し、直ちに土地裁判所に提訴するとともに、高等  
弁務官に対して復元補償の実現方訴えることを明らかにした  
旨報じているところ。12日前、同連合会スマカワ事務局長は往訪のスズキ(オカノ同席)に対し、要旨次の通り述べた趣。(説文空送)

(1) 土地裁判所への提訴はもう論考しているが、(イ)未だ訴しよう代理人の選挙も行なわれておらず、また(ロ)相手方を契約当事者であるりゆうめゆう政府とすべきとの意見もあるので、現段階では提訴の準備ができている訳ではない。提訴の一つの目的は土地裁判所における米側との争いを公知せしめ、問題点を広く世間にアピールすることにある。同時に、今回の研究の見解をよりゆうめゆう政府

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

を通じ弁務官に示して補償を実現するよう要請するとともに、準備委員会の場を通じても当方の立場を主張することを考えている。

(2) 従来米側に対して復元補償の請求は行なわれてきたが、今後土地連合会が「平和条約／9条(A)項」はおきなわには適用されないとの見解をはいけいとした違った観点より補償請求を行なっていくという点においては新たなケースといえよう。

(3) 米側は形質変更時をもつて復元補償請求権の有無を区別しているのに対し、当方は返かん時に請求権が成立するとの見解をとっているので、講和発効後に返かんされた土地に対する復元補償請求権が平和条約／9条(A)項によつて放棄されることはないとの立場をとつている。

2. なお、本件に関しりゆうきゆう政府法務局アラガキ土地区課長はスズキの照会に対し、要旨次の通り述べた趣。

(1) 研究成果については地主連合会から非公式に説明を受けている。

(2) 復元補償問題は、準備委員会を通じて要求するのがりゆう政の方針であり、既に手続を進めている。

(3) 今回の研究成果をもつて新たに弁務官及び準備委員会に要望するか否かは、地主連合会の正式要求をまつて今後検討する必要があろう。(了)

外 務 名

アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参 事 官

北米オ一課長

(別添1.04) 第 45 号

昭和 45 年 6 月 13 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬代



(件名) 復元補償対策研究委員会発表  
に関する資料送付

引用公・電信 6月12日付  
日付・番号 往電オ126号

標記資料各1部下記へとより別添送付申

上記。

記

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付送:

GA-3-1

1377 在外公館

2

1. 「軍用地復元補償の問題」(1970年 3月) 復元補償対策研究委員会
2. 研究会日程表
3. 「1961年七月一日以降解放地の復元補 償調査集計表」
4. 「現在復元補償請求中のもの(1969年6 月三十日以降解放)」

GA-4

外務省

一九七〇年三月

軍用地復元補監の問題

復元補監方策研究委員会

目

次

一 問題の所在

- A、軍用地使用の差し戻し問題……………1
- B、復元補償問題とアメリカ側の態度……………6
- 二 アメリカの復元補償義務
- A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権……………9
- B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(e)項……………12

## 問題の所在

### A、軍用地使用の経緯

(1) 沖縄の軍用地の大部分は、何らの接收手続をも経ず、直接戦斗行為にて取得された。沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地域（捕虜収容所）に隔離し、沖縄全域をその占有下において基地として必要な地域を確保したうえで、不必要な土地を住民に返還（解放）したのである。「はじめに軍用地ありき」であつた。ところが、徐々に行われた軍用地の解放も、朝鮮戦争の前後から、一転して土地接收へとかわつた。米国の沖縄長期保有政策に基づく恒久的基地建設がはじめられたからである。このことは、一九五一年に約三、七七〇万坪であつた軍用地（私有地）が五三年には、約五、一九三万坪と二年間に約一、四二三万坪（約三七%）もふえていることに端的に示されている。

(2) 講和条約発効（一九五二年四月二八日）前の米軍の土地収用、使用の法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の権利以外に考えられない。具

体的には「陸戦ノ法規慣例ニ關スル条約」（ヘーリー条約又はヘーリー陸戦法規）とボツダム宣言である。

ヘーリー条約によれば、占領軍といえども、被占領地の家や個人の権利、生命、私有財産、宗教等は尊重しなければならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得」ない（四六条）。占領軍の休整、実力維持等のために一定の徵發、課役を行う場合でも、対価の支払は義務づけられている（五二条）。

ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無儀で軍用地の問い合わせによる取用を行ない、日本がボツダム宣言を受諾して降伏し、戦斗行為が終了して休戦状態に入つてから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地整備を行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。

講和発効前に生じた米軍の行為による損害については、米国政府は平和条約一九条④項（請求権の放棄）を根拠として、法的責任を否定し続けてきたが、一九六四年見舞金という形で約二、二〇〇万ドルが支払われるこ

となり、一応実質的に解決をみた。

(3) 講和発効後の米軍の土地使用については、米國が平和条約三條により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなくとも、従前の占領そのものはまつたくその権利とはなりえず、新しい法的根拠が必要とされるようになつた。そこで米軍は、その根拠をつくりだすために、施政権に基づき次から次へと布告、布令等を公布した。

(1) まず最初にだされたのが布令九一号「契約法」(五二、一一、一)で<sup>3</sup>ある。これは、地主と琉球政府が貸借契約を結び、琉球政府が米國政府に転貸することとして、地主の合意（契約）を根拠としようとしたものである。しかし、米軍の執拗な威脅的契約締結の要求にもかゝらず、この契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。

(2) ついで布令一〇九号「土地收用令」(五三、四、三)が公布された。これは、新規強制収用の根拠法令であり、米軍が收用を告知すると、原則として三〇日の経過とともに收用宣告が発せられて米國が権利を取得する

が、必要とあれば收用告知後、收用宣告を得たずに直ちに明渡命令を發することもできるという内容のものである。

(3) 布令九一号によつて地主との契約を根拠とすることに失敗した結果、米軍は新規収取法として布令一〇九号を公布するとともに、すでに使用中の土地について、これを経営して使用するための根拠として、布令二六号「草履地盤内における不動産の使用に対する権利」(五三、一二、五)を発布した。これは、一九五〇年七月一日を以て土地收用の翌日から「默認」(MURK)となり、米軍が經營権を取扱したとするものである。

(4) かくて講和発効後の米軍の土地製取、収用の法的根拠が整えられた。しかし、これらは、形骸空洞も甚多（内空）のもの、暴力による一方的押しつけ以外の根拠でもないに至りか、地代ももめて借地であるため、地主を中心とする農民の不満はうつ盡し、軍用地盤利用關係はまつたく不安定であつた。そこで米軍は、時代の一括払（一七年ないし二〇年分）によりその安定化と安上りを狙つた方針をうち立したが、これがかえつて地主のみならず農民全体の反発をひき、軍用地問題は、いわゆる四原則（一括払

反対、適正使用料、適正賃料、新規授受反対）貢徴の島ぐるみ運動へと発展していった。この運動の過程で住民代表の漁米、プライス調査団の来島とプライス勧告の発表、住民代表の再渡米などが行われ、結局一九五八年八月から三ヶ月にわたって、沖縄においてもたれた「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」においてつきのようないい意に達し、軍用地問題は一応「解決」をみた。

①米國の取得する権利は五年賃借権と不定期賃借権とする。

②この賃借権は、琉球政府が地主と折衝して取扱し、これを米國に転貸する。

③從來米國が保有してきた飲食糧は二種類の賃借権のいずれかに切り替える。

④米國が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米國が強制収用により取扱できる。

⑤賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評価は五年毎に行う。

⑥後元補償については賃借権終了時に米國、琉球政府、地主間で公正かつ適正な方法により解決する。

⑦借賃安定法のため琉球政府は適当な立法を制定する。

⑧賃料の長期前払希望者には、一〇年を限度として一定の条件の下に実施する。

⑨軍用地に隣する問題を調査検討し、高等弁務官に勧告する委員会を設置する。

⑩妥結した新土地政策は、一九五八年七月一日から実施する。

#### B、後元補償問題とアメリカ側の態度

沖縄の軍用地の大半は、古鏡後まもなく收用され、封鎖発効以前において、飛行場、港湾、兵舎、倉庫、道路等の、恒久的な基地建設のために、肥沃の田畠が、コンクリートやアスファルト、石粉等によつて敷きつめられたり、砂土が採取されて地形が見るかげもなく変更されたりして今日に至つている。

このような譲和発効前に変形が加えられた土地を返還するにあたつては、それを当初の状態に復元するか、もしくは、そのための補償を支払えというのが地主の一環した要求である。しかし、これに対する米軍側の態度は一様でない。

これを米軍の態度に応じて分類すると次のとおりである。

(1) 一九五〇年七月一日以後に形質変更されたもの。

これについては、一九五七年二月二三日付布令一六四号及び一九五九年二月一二日付布令二〇号によつて、米軍の復元補償義務が定められ、解放時期の如角にかゝわりなくすべて復元補償の支払いがなされている。

(2) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの

(1) 一九六一年六月三〇日以前に解放されたもの

これについては、米國の法的補償義務の存否をめぐつて論議があり、米國側は一貫してこれを否認しつゝけたが、一九六五年十月二八日の公法第八九一二九六、支払期限法により、いわゆる譲和補償の一環として支払いがなされ、事実上一応解決した。

(3) 一九六一年七月一日以後に形質変更されたもの

これについては、米軍は総じ責任を否認している。その根拠は必らずしも明確でないが、米軍のこれまでの立場からすれば、おそらく次の二点が考えられるところ。

① 復元補償請求権は、形質変更がなされた時点では存在するから、この場合の請求権は、いわゆる譲和補償の請求権である。

もつとも、米軍は布告二六号をもつて、一九五〇年七月一日以降「熟美」によつて専務権を取扱し、その専務権を支拂う義務が生じたから、右期一日以後に加えられた形質変更については、平和条約一九条同項但書により、<sup>8</sup>同条同項の請求権は専務権から除外され、米軍が復元補償義務を負うけれども、それ以前の形質変更については、かかる除外規定が及ばないから、平和条約一九条同項より米國の法的責任責任もない。

② 復元補償請求権は無意味、つまり譲和補償が既に発生し、平和条約一九条同項から外されるとしても、その内容は、いわゆる「熟美」成立たる一九五〇年七月一日当時の状態に復元することにとまり、現実に形質変更がなされた当時の状態への復元を意味するものではない。その結果、

事實上、復元補償の問題は生じえない。

以下、右の(2)に限定してわれわれの法的見解を述べることにする。

## 二 アメリカの復元補償義務

### A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権

右の(2)の復元補償の請求権が、論和前の請求権だとすると、これが平和条約一九条(a)項によつて放棄されたかどうかが問題になるが、米國は論和前補償問題に關し、一直して沖縄住民の請求権は平和条約一九条(a)項により放棄されたとの見解をとり、外務省も同一見解であり學説に一  
9 一  
もこの見解にたつものがある。その根拠とするところは、平和条約一九条(a)項が日本国民と裁定している以上、沖縄住民も日本の國籍を有するのであるから、当然沖縄住民の請求権も放棄されているという極めて形式的なものである。しかし、より實質的に考観するなら、平和条約一九条(a)項により沖縄住民の請求権も放棄されているとの見解には、数々の疑問がある。

第一に、日本は、一九四五年以後、ニミツツ布告及び行政分離負責により、沖縄住民に対する統治権を完全に停止されていて、平和条約締結當時、

沖縄住民の請求権については全くあずかり知らぬ立場にあつた。かかる地位にある日本国に沖縄住民の請求権を放棄する根拠はない。

第二に、平和条約締結當時、沖縄住民は、日本からは全く切り離され、米國の直接占領下にあつて、平和条約締結についての意思表示をする道を形式的にも実質的にも全く奪われていたのであるから、日本國の請求権放棄は沖縄住民には及ぶえないものである。

第三に、平和条約において請求権の處理に關する取扱いがなされるのは、戦争、占領状態を終結させるにあたり、それまで続いた狀態から発生した相互の請求権を清算しようといふにあつる。しかるに、沖縄では平和条約締結後も依然として米國の施政下にあつて、實質的には占領状態が続いているのであるから、平和条約締結の際には、米國と日本國との間で沖縄住民の請求権について清算する必要も又、前提もなかつたといふべきである。

第四に、米国は、第一次、第二次大戦を経じて、その占領下で生じた損害に対する補償は、被占領地域の政府に支払わせる政策をとり、平和条約の中で敗戦國及びその臣民の請求権放棄を規定し、さらに敗戦国民の請求権については敗戦國が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日平和条約で敗戦國の敗戦臣民に対する補償義務規定が入れられなかつたのは、一つには沖縄が日本から行政権を分割されていて、日本が論理的に、これら請求権の支払いをする義務がなかつたことによる。そうだとすれば、沖縄に対しても請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じ、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米国政府であるとしなければ不合理である。

第五に、奄美返還協定に、譲和前の請求権をも放棄する旨の規定があらためて存在することは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米国に対する請求権を放棄していかつたことを物語るものであり、したがつて、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖縄住民の米国に対する請求権も放棄されず、存続しているとみなければならぬ。

#### B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項。

(1) 他人の土地を占有、使用している者は、これに形質変更を加えた場合には、それが権原に基づいたものであらうとなからうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに対する費用を負担する義務を負う。占有、使用があくまで基づかないものであれば（不法占有）、直ちに明渡義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明渡義務と一体をなす。

占有、使用が権原に基づく場合は、権原のあるかぎり占有、使用は繼續され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることぶ、占有、使用権原の範囲内あれば、占有、使用の差額の中に復元補償も包含されていると解される場合もなくはないであろうが、占有、使用の範囲をえた形質変更でも、それを理由として直ちに形質を除外せしめるこを容できるという要素が加わるだけであつて、いざ承認しても復元補償請求権じたは、占有、使用の終了（自留権の返還）を満たさざるを得ない。

このような復元請求権の性質からみれば、沖縄の軍用地の場合、たとい譲和発効前に形質変更が加えられたものであつても、譲和発効前に返還（償放）された部分に対するものはとにかくとして、譲和発効後に返還された土地に対する復元権請求権が、平和条約一九条(3)項によつて放棄されるということはありえないはずである。したがつて、かりに同条項によつて沖縄（住民）の一般的請求権が放棄されたとするとしても、少なくとも譲和発効後返還された土地に対する復元権請求権は、これによつて放棄される余地がなく、米國の義務は消滅していないといわなければならぬ。

軍用地の収用、使用的の権換を定める現行法の布令二〇号「賃借権の取扱い」は、復元権を無効化を決定している。（一-a）。従来、他の布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継がれた（六）。譲和発効前からの米軍の収用、使用的の継続については、布告二六号が「撫養」輸により、つきのようになづかして合法化している。すなわち、米上は、譲和発効前は古賃軍としてヘーネ陸軍法規に基づいて土地を収用、占有した。譲和発効後は、平和条約三条により米國に与えられた土地収用権に基づいて、さらに必要とする土地を収用、占有した。

これらは、引継ぎ無効化に占有、使用する必要があるが、公共の目的のために無効で私有地を継続使用することは、米國憲法に反し、琉球住民についても耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月一日またはその後の収用の翌日から「撫養」により米上は賃借権を取得したこととして、米國の権利を確認するとともに、賃料支拂義務を認める、というのである。

つまり、米國の土地収用権係法會にみられる論理をつなぎあわせると、米國は、譲和発効の直後をとおず、一貫して合法的で、すなわち権原を持つ土地の収用、使用をしてきたといふことになる。ところで、土地の収用、使用が当初から一貫して合法的を看して今日の布令二〇号に引継がれてきたとするならば、該布令をもつて尋ねられてくる復元権請求権も、收回用、使用が開始されを時点まで遡るとみなけれは法理的一貫性がない。

自己の利益となる駆逐、使用の合意のみが現実になされた時点まで、

通り、その不利益となる後元補償義務については、その選定する適當な時期で区切るといふことはあまりにも恣意的である。米國は、講和発効前に収用した土地を譲り後もそつくりそのまま継続して占有、使用してきたのであって、その間に土地の占有、使用についての法律關係が清算されたことはまつたくない。單に法的根拠を自己の都合のいいように説明したり、つくりだしたり、押しつけたりしてまたうけであつて、米軍の土地に対する占有、使用は一貫してその手中にあつた。

その間、地主が復元補償を請求する余地は、法的にも、現実的にもまったく存在しなかつた。したがつて、後元補償請求権の性質と米軍の土地收用、使用の経過からみて、平和条約一九条(2)項によつて、米國の後元補償義務が消滅したとするのは、まつたく不合理である。

(2) 米国は、布令一〇五号、布告二六号等により、一方的に土地使用に対する対価の支払義務発生時期を一九五〇年七月一日と定めると同時に、この日を「點交」による賃貸契約成立の時期と決め、さらに後元補償

務の基準時としてもこの日をもちだしてきている。つまり、この日に契約が成立したのだから、それ以後賃料支払義務が発生すると同時に、後元補償の場合の原状といふものもこの日が基準となるといふ説理である。

しかし、第一に、「點交」論によつても、五〇年七月一日を契約成立の時期とする理由や必然性はまつたくない。

第二に、かりに右の日にはじめて賃貸契約が成立したとするなら、それ以前の收用、占有的法的根拠との関連が不明である。右の日以前は、一般国际法たるヘーリー陸賃法規が根拠で、以後は、賃貸契約といふのであるが、根拠が変更されなければならぬ付隨の事態はなく、また、右の日が基準とされるべき理由もない。もし「點交」論をもちだすとするなら、それは現実に收用がなされた時点まで適用させるのでなければ筋が通らないであろう。

第三に、使用料支払義務の発生時と復元義務の基準時とは必ずしも一致するものではない。使用料は、使用的対価であるから、主觀的客觀的に対価として支払われるべきことを認められる時期（普通は使用開始時か契

約時)にその義務が発生するが、後元簡直は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時期が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然であろう。

第四に、使用料の請求権は、使用中つねに発生し存在するが、後元簡直請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するものである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者は、その間中、不利益をこうむつてゐるのであるから、これを緩和するものとして、使用に対応する対価(使用料、損害金等)の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所持者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するかぎり、返還をうけた時点においてはじめて生ずるものであり、したがつて後元簡直請求権も返還時に発生するものである。

## 研究会日程表

## 1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査算計表

(沖縄市町村軍用地地主会連合会)

市町村名	リスト番	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
伊江村	E.N.G.257	73	86	4,609	21,379.38	あり	1965.4.15
	D.T. 273	1	1	55	255.75	なし	1965.4.15
	(小計)	74	87	4,664	21,635.13		
美里村	D.T. 451	253	293	19,973	66,270.74	なし	1963.12.31
	E.N.G.183	16	16	5,723.90	27,645.72	"	1965.2.15
	D.T. 448	42	46	5,520	43,570.40	あり	1965.8.15
	E.N.G.263	66	73	13,618	62,496.76	"	1965.8.15
	E.N.G.722	298	304	45,312	351,684.27	"	1965.8.15
	E.N.G.231	15	15	570	2,355.19	なし	1966.4.15
	D.T. 254	1	1	20	28.60	"	1966.4.15
	E.N.G.183	121	137	13,739	218,243.05	あり	1966.6.30
	D.T. 222	2	2	93	1,537.29	"	1966.6.30
	(小計)	814	887	104,568.90	773,832.02		
勝連村	E.N.G.779	12	13	401	1,619.02	あり	1967.6.30
	D.T. 464	1	1	46	196.88	なし	1967.6.30
	(小計)	13	14	447	1,815.90		

市町村名	リスト番	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
具志川市	E N G 208	7	7	1,858	12,712.49	なし	1964.6.30
	E N G 207	4	4	549	2,190.51	あり	1965.8.31
	(小計)	11	11	2,407	14,903		
コザ市	D T 451	3	4	412	2,155.96	なし	1963.12.31
	(小計)	3	4	412	2,155.96		
	E N G 250	26	26	3,549	29,507.24	あり	1965.4.15
諏谷村	D T 269	2	2	355	1,006.97	"	1965.4.15
	(小計)	28	28	3,904	30,514.21		
	E N G 325	12	12	1,288	3,602.85	あり	1964.6.30
北谷村	E N G 175	6	5	612	2,493.55	"	1964.7.15
	D T 214	1	1	48	136.80	"	1964.7.15
	(小計)	19	19	1,948	6,233.20		
北中城村	E N G 335	10	12	244	1,049.59	なし	1963.6.30
	E N G 381	2	2	10	36.15	"	1963.6.30
	E N G 823	8	8	236	988.42	"	1964.8.30
	D T 478	5	5	246	1,002.72	"	1964.8.30

市町村名	リストNo.	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
北中城村	E N G 381	4	5	196	1,361.67	なし	1965.3.31
	E N G 454	6	7	283	1,381.30	"	1965.6.30
	D T 390	1	1	76	325.28	"	1966.6.30
	E N G 818	4	5	312	383.68	"	1966.2.28
	D T 477	1	1	18	77.04	"	1966.2.28
	D T 461	5	5	86	49.02	"	1966.2.28
	E N G 768	8	12	1,947	2,879.13	"	1966.2.28
	( 小計 )	54	63	3,654	9,454		
宜野湾市	E N G 422	8	9	2,274	12,739.06	なし	1961.9.10
	E N G 269	33	55	6,086	16,612.32	"	1964.8.15
	E N G 699	4	4	387	5,073.57	"	1964.8.15
	E N G 163	40	48	7,108	24,230.69	"	1964.8.15
	E N G 761	9	14	850	4,277.96	"	1965.5.31
	E N G 720	5	11	1,008	4,906.56	"	1965.8.31
	D T 447	3	3	978	5,237.16	"	1965.8.31
	( 小計 )	102	144	18,691	73,077.32		

市町村名	リストNo	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
玉城村	E NG 372	51	55	991	4,900.61	あり	1965.7.31
	E NG 293	7	7	1,820	9,705.62	"	1966.6.30
	E NG 315	1	1	43	184.04	"	1966.6.30
	(小計)	59	63	2,854	14,790.27		
佐敷村	E NG 322	17	10	2,629	1,035.20	あり	1962.8.31
	(小計)	17	10	2,629	1,035.20		
合計		1,194	1,330	145,766.90	947,290.25		

4.

現在後元補償請求中のもの(1969年6月30日以降解放)

沖縄市町村軍用地地主会連合会

市町村名	解放年月日	地主数	筆 数	件 数	坪当補償請求額	補 償 請 求 額
上本部村	1969.6.30	150	480	97,760	3.10	303,957.72
本部町	"	74	175	34,472	1.78	61,442.42
伊江村	1970.6.30	500	1,955	705,750	2.49	1,769,679.
北谷村	"	10	10	1,990.00	4.30	8,568.
読谷村	1970.7.10	270	731	197,569.03	5.12	1,012,124.85
美里村	"	120	401	98,378.	2.74	269,957.32
糸瀬町	1970.7.30	20	35	10,240	4.37	44,817.
計		1,144	3,787	1,146,159.03	3.02	3,461,546.31

アメリカ局長	秘密標記(赤色)
参事官	
北米支局長	
( ) 第 63 号	
昭和 45 年 7 月 1	
外務大臣 殿	
準備委代表事務所 在 高瀬 代	
	
(件名) 軍用地問題に関する資料送付	
引用公・電信 日付・番号	6月30日付 往電第125号
標記資料 3 部 別添送付申上け。③	
法務省及び防衛施設庁に各 1 部 配布願り	
左ハ。	
<input checked="" type="checkbox"/> 付属添付 <input type="checkbox"/> 付属空便(行) <input type="checkbox"/> 付属空便(DP) <input type="checkbox"/> 付属船便(貨) <input type="checkbox"/> 付属船便(郵)	
本信送付先:	
本信写送付先:	
配付先:	
在外公館	

GA-3-1

45.7.03

## 軍用地復元補償の問題点

一九七〇年六月

沖縄市町村軍用地地主会連合会  
復元補償対策研究委員会

## 目

次

### 一、問題の所在

A、軍用地使用の経緯

B、復元補償問題とアメリカ側の態度

### 二、アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項

5 4 3 1



(イ)最初にだされたのが布令九一号「契約権」(五二、一一、一)である。これは、地主と琉球政府が賃借契約を結び、琉球政府が米国政府に転貸することとして、地主の合意(契約権を根拠としたもの)ある。すなはち、米軍の執拗な威嚇的契約締結の要求にもかかわらず、この契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。つまり、土地の土地收回法として、米軍は新規接収法として、布令一〇九号を(イ)ついて布令一〇九号「土地收回令」(五三、四、三)が公布された。これは、新規強制接収の根拠法である。米軍が收回を告知するごとに原則として三十日の経過とともに收回宣告が発せられて、米国が権利を取得するが、必要とあれば收回告知後、收回宣告を待たずして直ちに明度命令を発することができるという内容のものである。すなはち、布令九一号によつて地主との契約を根拠とするごとに失敗した結果、米軍は新規接収法として布令一〇九号を公布するごとに、すでに使用中の土地について、これを継続して使用するための根拠として、布令二六号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(五三、二二、五)を発布した。されば、一九五〇年七月一日または土地收回の翌日から「黙契」(Implied lease)により、米国が借地権を取得したとするものである。

(4)かくて講和発効後の米軍の土地收回、使用の法的根拠が整えられた。しかし、これらは、形質的にも実質的にも、容積的にも、権力による一方的押しつけ以外の何物でもないばかりか、地代もきめで低額であるため、地主を中心とする県民の不満はうつ積し、軍用地使用関係はまったく不安定であった。そこで米軍は、地代の一括払(一七年ないし三年分)によりその安定化と安上りを狙った方針をうちだしたが、これがからめて地主のみならず県民全体の反発を呼び、軍用地問題は、いわゆる四原則(一括払反対、適正使用料、適正賠償、新規接収反対)が貫徹の島ぐるみ運動へと発展していく。この運動の過程で住民代表の渡米、プライス調査団の来島とプライス勧告の発表、住民代表の再渡米などが行われ、結局一九五八年八月から三ヶ月にわたって、沖縄において開かれた「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」において、つぎのような合意に達し、軍用地問題は、「解決」をみだされた。

①米国が取得する権利は五年賃借権と不定期賃借権とする。

②この賃借権は、琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米国に転貸する。

③從来國が保有してきた既得権は、三種類の賃借権のいずれかに切り替える。

④米国が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米国が強制收回により取得できる。

⑤賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評価は五年毎に行つ。

である。しかし、米国は布告二六号をもつて、一九五〇年七月一日以降、「黙契」によって借地権を取得し、その使用料を支払う義務が生じたが、右期日以後に加えられた形質変更については、平和条約一九条(a)項但書により、

同条(a)項の請求権放棄条項から除外され、米国が復元補償義務を負うけれども、それ以前の形質変更については、かかる除外規定が及ばないから、平和条約一九条(a)項より米国の法的責任は存在しない。

(2)復元補償請求権は解放時つまり講和効力以後に発生し、平和条約一九条(a)項から外されるとしても、それを内容は、いわゆる「黙契」成立時だ一九五〇年七月一日当時の状態に復元するなどにとどまり、現実に形質変更がなされた当時の状態への復元を意味するものではない。その結果、実質上、復元補償の問題は生じえない。

## 二、

### A、アメリカの復元補償義務

右の(2)(a)の復元補償の請求権が、講和前の請求権だとすると、これが平和条約一九条(a)項によって放棄されたかどうかが問題になるが、米国は講和前補償問題に関して一貫して沖縄住民の請求権は平和条約一九条(a)項により放棄されたとの見解をとり、外務省も同一解釈であり、学説にもこの見解にたつものがある。その根拠とするところは、平和条約一九条(a)項が日本国民と規定している以上で、沖縄住民も日本の国籍を有するのであるから、当然沖縄住民の請求権も放棄されているという極めて形式的なものである。しかしながら、実質的に考察するならば、平和条約一九条(a)項により沖縄住民の請求権も放棄されているとの解釈には、数々の疑問がある。

第二に、日本は、一九四五年以後、二、三ヶ月布告及び行政分離覚書により、沖縄住民に対する統治権を完全に停止されていて、平和条約締結當時、沖縄住民の請求権については全くあずかり知らぬ立場にあった。かかる地位にある日本国に沖縄住民の請求権を放棄する権限はない。

第三に、平和条約において請求権の処理に関する取扱いがなされるのは、戦争、占領状態を終結させるにあたり、それまで続いた状態から発生した相互の請求権を清算しようというにある。しかるに、沖縄では平和条約締結後も依然として米国の施政権下にあって、実質的には占領状態が続いているのであるから、平和条約締結の際には、米国と日本国との間で沖縄住民の請求権について清算する必要も又、前提もなかつたというべきである。

第四に、米国は、第一次、第二次大戦を通じて、その占領下で生じた損害に対する補償は被占領地域の政府に支払われる政策をとり、平和条約の中では戦敗国及びその国民の請求権放棄を規定し、さらに戦敗国民の請求権については戦敗国が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日平和条約で戦敗國の戦敗国民に対する補償義務規定が入れられたのは、一つには沖縄が日本から行政権を分離され、日本が論理的にアーチラの請求権の支払いをする義務がなかったことによる。そうだとすれば、沖縄に対して請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じ、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米国政府であるとしたければ、不合理である。

第五に、奄美返還協定に、講和前の請求権をも放棄する旨の規定があらためて存在することは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米国に対する請求権を放棄していないことを物語るものであり、したがって、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖縄住民の米国に対する請求権も放棄されずに存続しているのみなければならない。

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項。

(1)他人の土地を占有、使用している者は、これに形質変更を加えた場合には、それが権原に基づいたものであるうとなからうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに要する費用を補償する義務を負う。

占有、使用が権原に基づかないものであれば(不法占有)、直ちに明渡義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明渡義務と一体をなす。

占有、使用が権原に基づく場合は、権原のあるがぎり占有、使用は継続され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることが、占有、使用権原の範囲内であれば、占有、使用の対価の中に復元補償も含まれていると解される場合もなくはないであろうが、占有の使用の権原をえた形質変更でも、それを理由として直ちに権原を消失せしめることができるという要素が加わるだけであって、いずれにしても復元補償請求権したいは、占有、使用の終了(目的物の返還)と結びつかざるを得ない。

このような復元補償請求権の性質からみれば、沖縄の軍用地の場合、たゞい講和効力前における形質変更が加えられた

ものであつても、講和発効前に返還（解放）された部分に対するものはとにかくとして、講和発効後に返還された土地に対する復元補償請求権が、平和条約一九条（a）項によつて放棄されるということはありえないはずである。したがつて、かりに同各項によつて沖縄（住民）の一般的の請求権が放棄されたと解するとしても、少なくとも講和発効後返還された土地に対する復元補償請求権は、これによつて放棄される余地がなく、米国の義務は消滅していないといわなければならない。

軍用地の収用、使用的根拠を定める現行法の布令二〇号「賃借権の取得について」は、復元補償義務を明定している。（一a）。從来、他の布告布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継がれた（六）。講和発効前からの米軍の収用、使用的継続については、布告二六号が「黙契」論により、つきのように合法化している。

すなわち、米国は、講和発効前は占領軍としてベイ・グ陸戦法規に基づいて土地を収用、占有した。講和発効後は半和条約三条により米国に与えられた土地収用権に基づいて、さらに必要とする土地を収用、占有した。これらは引き続き無期限に占有、使用する必要があるが、公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、米國憲法に反し、琉球住民にとって耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月一日またはその後の収用の翌日から「黙契」により米国は賃借権を取得したこととして、米国の権利を確認するとともに、賃料支払義務を認める、というのである。

つまり、米国の土地収用関係法令にみられる論理をつなぎあわせると、米国は、講和発効の前後をとわず、一貫して合法的に、すなわち権原をもつて土地の収用、使用をなしてきたということになる。ところで、土地の収用が当初から一貫して合法性を有して今日の布令二〇号に引継がれてきたとするならば、同布令によって認められている復元補償請求権も、収用、使用が開始された時点まで遡るとみなければ論理的一貫性がない。

自己の利益となる収用、使用的合法性のみが現実になされた時点まで遡り、その不利益となる復元補償義務について、その選定する適当な時期で区切るということはあまりにも恣意的である。米国は、講和発効前に収用した土地を講和後もそつくりそのまま継続して占有、使用してきたのであって、その間に土地の占有、使用についての法律関係が清算されたことはまったくない。單に法的根拠を自己の都合のいいように説明したり、つりだしたり、押しつけたりしてきただけであって、米軍の土地に対する占有、使用は一貫してその手中にあった。

その間、地主が復元補償を請求する余地は、法的にも、現実的にもまったく存在しなかった。じたがつて、復元

補復請求権の性質と米軍の土地収用、使用的経過からみて、平和条約一九条（a）項によつて、米国の復元補償義務が消滅したとするのは、まったく不合理である。

（2）、米国は、布令一〇五号、布告二六号等により、一方的に土地使用に対する対価の支払義務発生時期を一九五〇年七月一日と定めると同時に、この日を「黙契」による賃貸借契約成立の時期と決め、さらに復元補償義務の基準時としてもこの日をもちだしてきている。つまり、この日に契約が成立したのだから、それ以後賃料支払義務が発生すると同時に、復元補償の場合の原状というのもこの日が基準となるという論理である。

しかし、第一に、「黙契」論によつても、五〇年七月一日を契約成立の時期とする理由や必然性はまったくない。

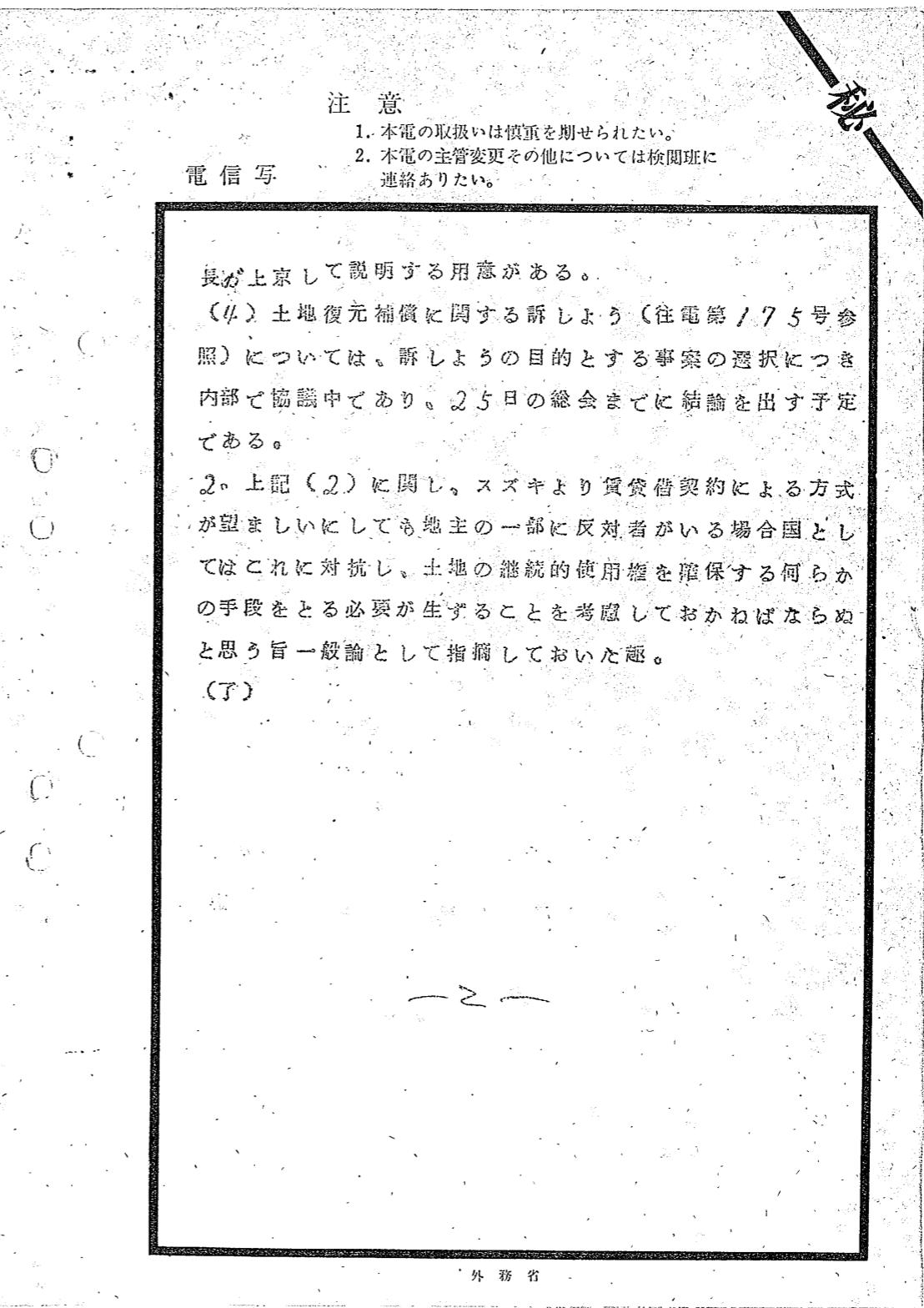
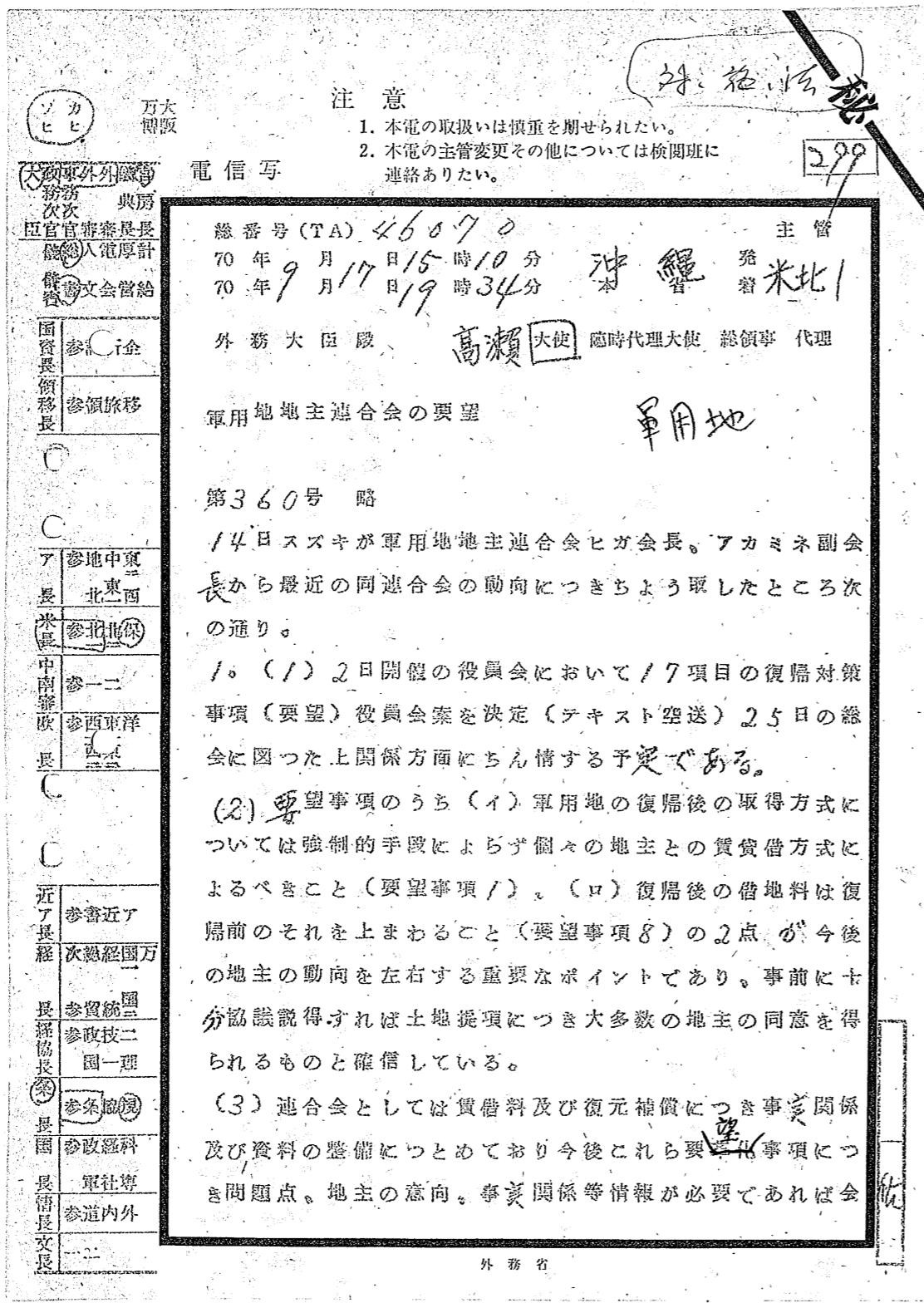
第二に、かりに右の日にはじめて賃貸借が成立したとするなら、それ以前の収用、占有の法的根拠が不明である。右の日以前は、一般国際法たるベイ・グ陸戦法規が根拠で以後は、賃貸借が根拠だというのであろうが、根拠が変更されなければならない特別の事情はなく、また、右の日が基準とされるべき理由もない。もし「黙契」論をもちだすとするなら、それは現実に収用がなされた時点まで遡及させるのでなければ筋が通らないであろう。

第三に、使用料支払義務の発生時と復元補償の基準時とは必ずしも一致するものではない。使用料は、使用的対価であるから、主觀的客観的に對価として支払われるべきことが認められる時期（普通は使用開始時か契約時）にその義務が発生するが、復元補償は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時期が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然である。

第四に、使用料の請求権は、使用中づねに発生し存在するが、復元補償請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するものである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者はその間に不利益をこうむっているのであるから、これを填補するものとして、使用に對応する対価（使用料、損害金等）の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所有者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するかぎり、返還をうけた時点においてはじめて生ずるものであり、したがつて復元補償請求権も返還時に発生するものである。

復元補償対策研究委員会メンバー

委員長 比嘉 貞信  
委員 真喜屋 実男 (弁護士)  
牧野 博嗣 (〃)  
久貝 順子 (〃)  
金山 良輔 (〃)  
砂城 清子 (〃)  
砂川 伸子 (〃)  
比嘉 幹郎 (琉大助教授)



方大	万大
博阪	
カヒ	
注 意	
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。	
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。	
電信写	
主管 米北	
在準備委代表事務所 高瀬代	
ア 参地中東 長 北西	
米 長 参北北側	
中 参一二	
南 参西洋 北 参西洋	
近 参審近ア 長 次經經國方	
要 參貿統國	
經 參政技二 協 國一理	
長 參柔協國	
國 參政經科	
長 軍社專	
情 參道内外	
文 一二	

新 20、報 (略)  
45. 9. 18.  
軍用課

17日沖縄來復第360号(總第46070  
件名: 軍用地交渉(連合國の要望)の1。  
(3) 23日「今後これら要望申請につき  
て即ち20原則にて」  
(3)

外務省

多  
事  
官  
北米第一課長  
アメリカ局長  
20年  
( ) 第 191 号  
昭和45年9月22日

外務大臣殿

在準備委代表事務所  
高瀬代

中曾根長官訪米と軍用地開放(社説)

引用公・電信  
日付・番号

22日付沖縄タイムスは「自衛隊と軍用地開放」  
に題する社説を掲げ、要旨次のとおり論じてゐる  
ところ、記事別添の上報告する。

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
配付先:

G A-3-1 2258 在外公館

45. 9. 25

1. 訪米を終えた中曾根長官は、軍用地問題につきあまり好意ある米側の回答を得たと語っていふ。中曾根、レアード「会談で」軍用地返還問題が両米両の交渉に上、たことは事実とみてよいとしている。

2. 琉球政府は先に経済・社会開発のため早急に必要とする開放地を求めるため全琉町町村に調査を依頼し、その結果を準備委に上呈すると言明している。準備委では、外支ルートに属する問題は放ちやすいことされていふので、未だ「当面の議論題と見ていい」と推察される。那覇市の場合は主儀へガソリンスタンド地域、上之屋住宅地区等3分の1の基地を抱く都市開発計画の障害となるとしている。これら、その開放を熱心に訴え続けていふ。

3. レアード長官が好意的態度を示した裏には、開放後共同使用形態移行等の有事の際米軍が使用できるといふ保証を日本側から得たことが大きな理由とされる。従って、軍用地の開放は市民に開放するにはありてなく、自衛隊の沖縄配備に絡んで「自衛隊による使用」を意味せられておりと察せられる。しかも今後は、沖縄の手のとどかない国家間の交渉で進められるのであるから、万一市民への開放に至る結果になるとすれば問題である。軍用地の開放要求については周到な用意の下に、しかし積極的な政治姿勢が必要と思う。

45 9 22  
冲绳久（朝）

上記

## 自衛隊と軍用地開放

（省警監視官の意見）  
ともに、そこには黒幕がいる。政府當局者は當時明していなかった。  
ところが、その後この問題はどうなったか。それをアーノード国防長官が答へてある。  
アーノード国防長官は、この問題を「政治的」に扱つた。つまり、政治的問題として扱つた。  
（アーノード国防長官の意見）

高から得たことが、大きな理由になつたものと考えられる。

（その）に、そこに活動する者たるの政治家、官僚、軍人等が、政治的立場を明確に示すと、政府當局者は宣明していた。ところが、その後の問題はどう取り扱われたのかはつきりしないままになつてゐる。難儀逶迤ついても、その後の高明では、外交ルートに属する問題は取り扱わないとなつてゐるので、おそらく論調からはずされになつてのことだろう。

そのなかで、那都市の場合は早急に、外山川ノホウノノゾノ城地と、長の屋農業殖産地域をつくめて、市内に多くの耕種の三分の一も耕地をかかえ、都市開発計画に重宝な段階となつてゐる。ところから、着心してその開拓を図れつつつけてゐる。学校を整頓するうえにも既に放逐地なく、又詰め駆除せん人の取扱とともに纏出していく現状、がら察して、那都地開放の要求が、当面切迫なものであることは、察見つけづける。

且下土界中の立派階級代表がひっさげていった立派階級の要人候試験の中に、「黒民」の要求する軍用地の開拓」という一項があり、それは那都市の場合は強く意識して餘りこまれ

たとえそれが、たゞそれであつて、しかし国防大臣が好んで、  
的に譲渡する所を見ぬた。それで、国防大臣を必ず  
どへ入らざる「禁地」が、那の「禁地」は、  
何處かをさしてゐるのを覺ゆるが、どう  
うが、そこを詮説しながら、いま  
段々要求の姿勢に力を加えるべき  
だと思ふ。

箇から見たことが、大きな理由になつたものと考えられる。  
要するに、軍用地の返還を求めるなかでは、本土の兵舎これを市民に開放するといつたが、その目的ばかりでなく、返還後の自衛隊使用も重視する。重要な意味をもつてゐるるのである。

秘密表示(朱印)

平

部数指示	發信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付	247		
属			

発送日  
処理 45年9月30日  
発信 タイプ 案查

文書課長

公信案(分類)

公信番号 米北第 1280 号	公信付 昭和45年9月29日
大臣	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長
政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	起案 昭和45年9月28日 起案者 松河 電話番号 446
協議先	

受信者  
在米 牛場大使

発信者  
保利外務大臣

宛付先  
(希望発送日)  
月 日

件名  
公信転報(中曾根長官訪米と軍用地開放(社説))

GA-2 29省131 国寶番号

米北第 1280 号  
昭和45年 9月29日

在米大使殿

外務大臣

公信転報(中曾根長官訪米と軍用地開放(社説))

本件に関する下記公信(1)通を転報する。

記  
70年9月22日 在米大使  
付属添付

GA-4 外務省

ONTA, MOT 草用地

力	万大	得飯	注 意	
大臣官房外務省		1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。		
次長 次長		2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。		
主幹		270		
電信写				
総番号(TA) 52373		主幹		
70年10月21日16時25分 沖縄県発着		本邦着		
70年10月21日20時10分				
外務大臣 高橋大使		臨時代理大使 総領事 代理		
地主連合会復帰対策事項を主席に要望				
第465号 略				
往電第360号に関し				
<p>1. 23日付新報は、軍用地地主連合会ヒガ会長がヤラ主席に対し、7項目の復帰対策事項(テキスト送付済)につき日米両政府と交渉し返かん協定に反えいされるよう要請したところ。主席は本要請を復帰対策室で行政府案として取りまとめ、11月の準備委に提出することとした旨報道している。</p> <p>2. タイムスによるとヒガ会長は主席に対し次の点を特に要望した由。</p> <p>(1) 現行地料を上まわる適正地料を算定すれば99%の地主は再契約に応ずる。</p> <p>(2) 軍用地が地域開発の障害となつてから市町村の計画に従つて開発に必要な土地は復帰の時点で開放すべきである。</p> <p>(3) もく認こう作地へは本士の例の如く農業所得分を地料からこう除することなく、現行の通り地料の全額が支払われるよう特別措置をしてもらいたい。</p>				
<p>ア 参地中東二 長 東西 水長 參北北島</p> <p>中南審 歌 参一二 長 參西東洋 近ア長 參書近ア 經 次總經國方 參賀統三 參政技二 國一經 參議院議 參政科 草社章 參道内外 一一</p>				
外務省				
—2—				

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(4) 土地裁判所に対し訴願中の案件が殆んど未解決になつてゐるので、復帰後本土政府で適正な救済措置が必要である。

3. 本件に関する地主連合会スナカワ事務局長はスズキの照会に対し、從来から準備委日本政府代表及びおきなわ事務局長に対し、要請したと同一内容のものであり。主席に対する説明が遅れていたというだけで他意はない旨を答えた趣。

4. 21日現在、りゆう政顧問代理部は上記報道の如き方針決定については未だ連絡を受けていない由。

(了)